

個人住民税の特別徴収を実施していない 事業主の皆さまへ

山形県とすべての市町村から 重要なお知らせです!



平成25年度から 特別徴収の**完全実施**を行います。

実施市町村／寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町

※上記市町村にお住まいの従業員の方が対象です。

～「所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税はしていない」ということはありませんか?～

個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者(事業主)が、給与所得者(従業員)に毎月支払う給与から個人住民税を引き去りし、納税義務者である従業員に代わって、各従業員のお住まいの市町村に納入いただく制度です。

地方税法第321条の4の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

■ お問合せ先

お近くの市町村税務担当課 または下記、山形県各担当課まで お気軽にお問合わせください。

○ 市町村課 税政係

○ 税政課 納税管理担当

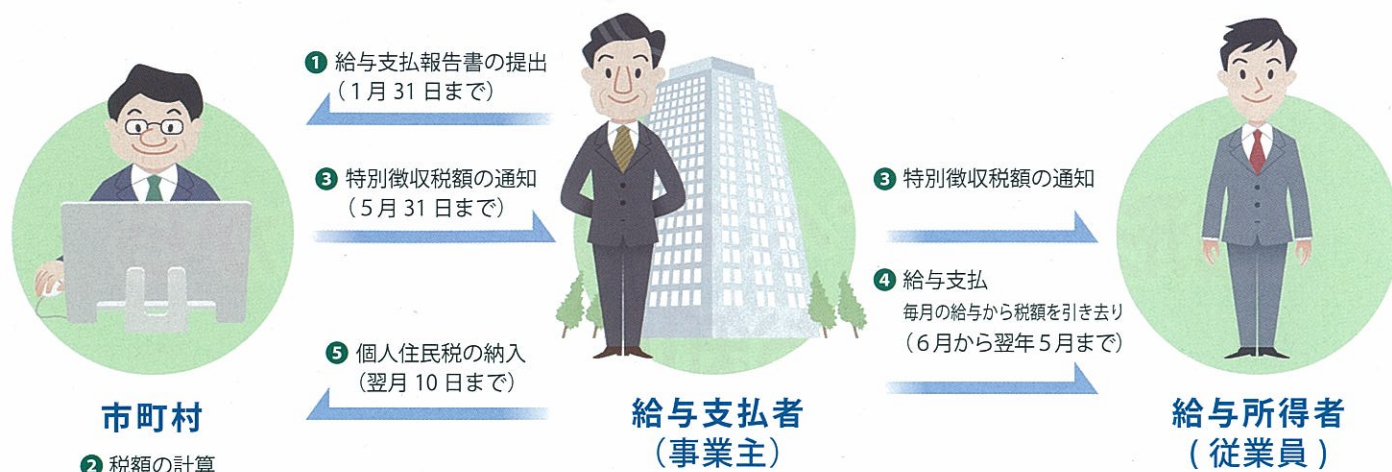
○ 各総合支庁 税務担当課

 **山形県**

Yamagata Prefectural Government

リサイクル適性  この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

特別徴収の方法による納税のしくみ



- 1 … 事業主の皆さんから、各従業員のお住まいの市町村へ給与支払報告書を提出していただきます。
- 2 3 … この報告書に基づき、市町村では、従業員ごとの個人住民税の税額を計算し、特別徴収していただく税額を事業主の皆さんにお知らせします。
- 4 5 … 毎月の給与の支払いの際、この税額を引き去りいただき、翌月10日※までに金融機関を通じて、市町村に納入していただきます。
※ 従業員が常時10人未満の場合、申請により年2回の納期にすることもできます。

～ 個人住民税をはじめとする市町村税や県税は、県民の皆さまの安全で快適な暮らしのために使われています ～

個人住民税 特別徴収 Q & A

Q 特別徴収をすることで、どういうメリットがあるのですか？

A 従業員の皆さんは、納期ごとに金融機関へわざわざ出向いて納付する手間を省くことができ、納め忘れの心配もありません。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回（※一部の市町村では異なる場合があります。）であるのに対し、特別徴収の場合は年12回なので、従業員の1回あたりの負担が少なくなります。

Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、今になって特別徴収をしないといけないのですか？

A 地方税法では、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、事業所の規模にかかわらず、事業主の皆さんの社会的義務として、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされており、する・しないを選択できるものではありません。ご理解のほどよろしくをお願いします。

Q 特別徴収を始める場合、事務が複雑になったり、大変になったりしませんか？

A 事業主の皆さんに行ってもらえる主な事務は、①毎月の給与から、各市町村が通知した税額を引き去り、②引き去りした税額を翌月の10日まで各市町村に納入、③従業員の就職・退職があれば市町村に連絡、というものです。所得税のように、税額の計算や年末調整などを行う必要はありませんので、難しいものではありません。

Q 特別徴収税額を納税しなかったときは、罰則があるのですか？

A 事業主が、通知された特別徴収税額を納税しない場合は、地方税法の規定により、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金が科せられます。

Q 新たに特別徴収により納税するためには、どのような手続きをすればいいのですか？

A 既に完全実施を行っている市町村では、自動的に特別徴収に切り替えられますが、一部の市町村では毎年1月31日までに提出していただく給与支払報告書（総括表）の余白に「特別徴収切替」と記載して提出する必要があります。（※詳細については、各市町村へ事前にお問い合わせください。）